

姫路城を活用したプレミアムプラン企画運営等業務委託仕様書

第1章 総則

1 目的

令和5年度は、姫路城が世界遺産に登録されて30周年を迎える記念の年であることから、あらためて姫路城の文化的価値を広く発信するとともに、姫路城の観光資源としての活用を検証する機会と考えている。

そのような中、本業務では、姫路城を活用したプレミアムプランを実証的に実施するとともに、姫路城の活用方法についてあらためて素材調査をし、文化資源の高付加価値化により、城を観光の中心とする他地域との地域間競争に優位となるような姫路城を活用したプレミアムプランを実施することで、観光コンテンツとしての姫路城の価値を高めることを目指す。

2 業務名称

姫路城を活用したプレミアムプラン企画運営等業務（以下、「本業務」という。）

3 本業務の委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

4 業務委託者

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）

5 業務内容

(1) 実証ツアー実施業務

- ア 実証ツアーの企画・実施計画作成・実施運営等
- イ 参加者募集、広報宣伝、参加受付、参加料の徴収及び管理等
- ウ ツアーの催行
- エ アンケート実施及び報告

(2) 素材調査業務

- ア 姫路城有料区域内のプレミアムプランの素材調査
- イ 素材写真の撮影及び提出
- ウ 調査結果の報告

(3) インバウンドに向けての本業務の活用モデル提案業務

(4) 事業報告書の作成・提出業務

(5) その他上記(1)から(4)に付随する業務

6 仕様等

(1) 実証ツアー実施業務について

実証ツアー実施業務は、旅行業法第3条に規定する登録を受けている旅行者であり、旅行業施行規則第1条の3第1項及び第2項で規定されている旅行業務を行うことができる第1種旅行業又は第2種旅行業の登録を有する事業者（以下、「事業者」という。）が行うこと。

ア 実施期間

令和5年2月1日（水）から同月28日（火）まで

具体的な開催日程は事業者が提案し、ビューローと協議の上、決定する。

イ コース

(ア) 姫路城有料区域内

事業者の提案をもとに、ビューローと協議の上、決定する。

また、事業者から、姫路城迎賓館や有料区域内の非公開地域を含めたコース提案があった場合は、ビューローと協議の上、決定する。

(イ) その他

ツアーの発着地や、姫路城に係る部分ではなく付随するサービス（姫路城以外の散策や飲食、前後の宿泊等）の部分を含めるかについても事業者が提案すること。

しかし、姫路城そのものの価値を高めることを目的としており、この部分にあたる価格を50,000円以上とする。その手段としては特別な時間での登閣、普段見ることが出来ない非公開部分の公開、SDGsなどを含めた新たな姫路城の見せ方、価値を高めるようなシナリオ、ストーリー、演出など多彩なアイデアを提案していただきたい。

ウ 催行数

ビューローと協議の上、決定する。

エ 参加対象

1回当たりの催行人数は、事業者の提案をもとに、ビューローと協議の上決定する。催行人数の提案に当たっては、ツアーの趣旨を鑑みて、プレミアム感を参加者が体験できるよう配慮すること。

オ ターゲット

(ア) 宿泊を伴う国内（全国の）観光客

(イ) FIT（個人旅行）層

(ウ) 文化財への知識や関心のある観光客

カ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

新型コロナウイルス感染症対策に係る「新しい生活様式」を踏まえた企画運営とし、次に掲げる各種感染防止施策を図ること。

(ア) 3密対策（ソーシャルディスタンスの確保、適切な定員設定、空気の喚起）

(イ) 接触対策（定期的な消毒、消毒液の設置）

(ウ) 飛沫対策（参加者に対するマスク等の着用要請、大声での会話等の自粛要請及びガイド等のマスク、フェイスガード等の着用）

(エ) 体調管理（ガイド等スタッフの検温の徹底、参加者の受付前検温及び健康チェックシートによる確認）

キ ガイド等スタッフ

ツアー参加者へのガイドの方法やガイドの選定は、事業者が提案することとし、ビューローと協議の上で決定する。

なお、正確かつホスピタリティの高いガイディングによりレベルの高いサービスを提供出来るような提案をすること。

なお、事業者は、事業内容を熟知した担当スタッフを1名以上現地に配置すること。

ク 参加者の参加料

参加料の徴収及び管理は本業務の受託者（以下、「受託者」という。）が行う。

また、参加料の料金設定は事業者が提案し、ビューローと受託者の協議の上で決定する。民間事業者の自由な発想において実証ツアーのコースや付随するサービスを提案し、参加料金に見合う内容に仕上げて提案すること。

ケ 募集及び広報

各種広報媒体等を活用し、効果的な情報発信を行い、参加者の募集に努めること。募集方法は、事業者の提案をもとに、ビューローと協議の上決定する。

年度中の実証ツアーの催行ということで募集期間が短い為、ネットや新聞媒体など効果的な媒体を選定し、事業費の内約30%を広報費として計画すること。

コ 保険加入

(ア) 参加者が身体に損害を受けた場合に補償する保険に加入すること。

(死亡事故500万円、後遺障害20万円から50万円、入院1日3千円、通院1日2千円以上)

(イ) ビューローが原因として第三者に損害を与えた場合、ビューローが法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害を補填するために、賠償責任保険に加入すること。

(対人・対物賠償 1名・1事故1億円以上)

サ 参加者の安全の確保

早朝、夜間など暗い時間帯のプランを企画する場合は、懐中電灯やヘッドライト等の照明器具の確保など、安全対策については事業者が提案し、手配すること。安全対策の内容については、ビューローと協議の上、決定すること。

シ 調査分析・企画提案

アンケート実施

参加者から徴収すること。アンケートの内容はビューローと協議の上、決定すること。

アンケート結果を集約し、実証ツアーの終了後、報告書として速やかに提出すること。

ス その他

(ア) 企画内容は、姫路城の品格を損なわない景観に配慮したものとする。

(イ) 参加料は受託者の収入とする。

(2) 素材調査業務について

今後、姫路城において継続的に姫路城を活用したプレミアムプランを実施するに当たり、文化資源が持つポテンシャルを最大限活用し、上質で高付加価値化されたツアーとなるよう、ビューローと連携して姫路城の価値やコンテンツを調査・選定すること。

また、当該業務の目的達成のために必要な経験を積んだ者が業務にあたること。

ア ターゲット

6(1)オのターゲット

イ 写真素材の撮影・提供

今後の姫路城を活用したプレミアムプラン実施の際に活用するため、広報宣伝用素材として写真を撮影・編集し、ビューローに提供すること。

ウ 調査結果の報告書作成・提供

調査結果をまとめた報告書を作成し、ビューローに提供すること。

(3) インバウンドに向けての本業務の活用モデル提案について

今後、姫路城を特別に活用したプレミアムプランをインバウンド向けに磨き上げを行っとう

えで実施することを検討している。対象市場は、英語圏とフランス語圏を想定。インバウンド向けにも姫路城の観光価値を高めるコンテンツとして定着化させ、地域における観光客の滞在・消費の促進を目指している。

上記を踏まえて、本業務にて提案したプレミアムプランのインバウンドに向けた内容を提案すること。企画提案に際して、現状、課題分析、商品化に向けたプランなどを記載すること。

7 実施報告

- (1) 受託者は、本業務の着手及び完了に際し、この仕様書及び契約約款に定める委託業務完了届及び委託業務完了報告書の提出を行うものとする。
- (2) 受託者は、事業終了後速やかに、次に掲げる書類を電子データにて提出すること。
 - ア インバウンドに向けての本業務の活用モデル提案書
 - イ 委託業務完了報告書
 - ウ その他ビューローが業務の確認に必要と認める書類等
- (3) 提出先は、公益社団法人姫路観光コンベンションビューローとする。

8 実施に当たっての留意事項

- (1) 業務全般に関わること
 - ア 実施に当たっては、「姫路城重要文化財建造物等保守活用計画」における第5章「活用計画」記載事項（別紙「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画 第5章【抜粋】」参照）を根拠に据えながら、関連法規の遵守及び姫路城の景観・美観を尊重した企画・演出とする。
 - イ 展示物、資材等を設置する場合は、開催場所での風対策を施すこと。また、悪天候等による開催中止の決定は、姫路城管理事務所の指示に従うこと。
 - ウ 姫路城内は基礎工事、くい打ち等を要するもの及び火気の使用は禁止する。また、城内の門、櫓、石垣等の建造物、樹木等を毀損、汚損してはならない。
 - エ その他の禁止事項については、姫路市の条例及び規則、関連する法令に基づくものとする。
 - オ 展示物等を設置する場合は、制作過程期間を含む展示物周辺における警備及び安全対策を含むものとする。
 - カ 関連する全ての事項について、姫路城管理運営業務受託者との役割分担を明確にし、姫路城管理事務所及び姫路城管理運営業務受託者と十分に調整の上、事業を実施すること。
 - キ 資材の搬出入が必要な場合、方法、安全対策資機材の設営・撤去その他実施に必要な事項は、姫路城管理事務所と十分協議し、指示に従うものとする。
 - ク 展示物等を設置する場合は、毎日ツアー終了後に屋内展示物を展示する部屋の清掃を行うこと。
 - ケ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時にビューローに無償で譲渡するものとする。また、ビューローは成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、ビューローが当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、受託者の承諾なく行えることとする。
- (2) 展示物等制作・展示に関すること
 - ア 展示物等の制作にクレーン等の建設機械は原則使用禁止とする。また、公開時間中は、資

- 材の移動等に車両を使用することは禁止とする。資材の仮置場については別途指示する。
- イ 開催期間中は展示物等の維持管理に努め、必要があればメンテナンスを実施すること。
 - ウ 樹木への装飾造営は不可とする。
 - エ 芝生箇所は、車両の進入を原則禁止とする。
 - オ 使用する照明は、できるだけLED電球を使用し、省エネに配慮すること。
- (3) 昼間の運営に関すること
- 来城者の安全を考慮し、展示物設置エリアとその制作エリア、観覧エリアの十分なスペース、導線を確保すること。
- (4) 損害のために生じた経費の負担
- ア 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
 - イ 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 - ウ 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。
- (5) 本業務における実証ツアー（以下、「本ツアー」という。）を縮小又は中止とする場合の費用負担についてビューローと受託者が協議の上で決定した契約時の催行計画に基づく募集の結果、未催行や予定催行人数に到達しなかったことで生じる損失については、ビューローは負担せず、参加料（売上）にて補うこと。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や台風、豪雨その他天災等により、本ツアーの実施が困難とビューローが判断した場合、業務を縮小又は中止する場合がある。この場合、企画・運営等に要した費用負担は、ビューローと受託者が協議して決定するものとする。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、「姫路城を活用したプレミアムプラン企画運営等業務委託」に適用する。
本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、ビューローへ提案し、ビューローと受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの仕様書及び契約約款によるものとする。

3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。
- (2) 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届の提出に合わせてビューローに提出し、ビューローの承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、前号の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。
- (5) 受託者は、ビューローと必要に応じ、適宜ビューロー事務所若しくはオンラインにおいて進捗状況を報告し、打合せを行うものとする。
- (6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なくビューローに報告するものとする。

4 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、ビューローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与するものとする。

この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかにビューローへ返還するものとする。

5 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、ビューローと受託者が協議の上、別途実施するものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんの

こと、本業務の目的以外に使用してはならない。

(2) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則(昭和 62 年姫路市規則第 29 号)の規定を準用する。

(3) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。